

復本第869号
20180425福局第1号
30食産第589号
平成30年4月27日

小売業者団体の長 殿
外食業者団体の長 殿
中食業者団体の長 殿
加工業者団体の長 殿

復興庁統括官

農林水産省食料産業局長

経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長

福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査の結果に基づく指導、助言等について（通知）

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第78条の2の規定に基づき、福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするため、平成29年度福島県産農産物等流通実態調査（以下「平成29年度調査」という。）を行い、その調査の結果に基づき指導、助言等を行うこととしたので、貴団体から傘下の関係者に対して周知するとともに、風評被害の払拭に向けて一層協力願いたい。

1 平成29年度調査の結果

平成29年度調査の結果の概要は、次のとおりである。その詳細は、別添1の「平成29年度福島県産農産物等流通実態調査」報告書概要を参照されたい。

ア 福島県産農産物等は、全体として震災前の価格水準まで回復していない。また、

水産物は、試験操業段階のため、小売業者の取扱いが限定的である。

イ 福島県産農産物等に対する消費者からの産地照会は減少し、現在ではクレームはほとんどない。また、福島を応援するため、福島県産農産物等を積極的に購入するという声がある一方、消費者の一部には依然福島県産農産物等のイメージとして「安全性に不安がある」との意見が存在している。

ウ 小売業者による福島県産農産物等の取扱いについては、次のような意見が示されている。

- ・他県産農産物等で需要が賄えており、福島県産農産物等に積極的に切り替える理由・きっかけが見出せない。
- ・産地照会を受けた際の説明に苦慮する。
- ・売れ残りリスクを極力回避するため、福島県産農産物等の取扱いをちゅうちょする。
- ・特に米・牛肉や高価格帯贈答用の桃では、福島県産の取扱いが十分に回復していない。

エ 卸売業者・仲卸業者においては、次のような課題が挙げられている。

- ・福島県産農産物等の取扱いを減少させた理由は、「販売先による別産地の指定がある」、「販売先が福島県産以外を希望していると想定される」等である。
- ・米・牛肉では、品質面で値頃感が強い外食・中食等の業務用の需要が強まっており、安定的な価格・量での取引が見込める半面、仕入価格が固定化して取引価格の上昇が見込みにくい。

オ 生産者においては、品質の訴求や販売方法の工夫等により販路の開拓・拡大を実現している次のような取組も見られる。

- ・米の生産者が、冷めても粒がしっかりとしている特長を生かし、寿司米として中東への輸出を実施している。
- ・桃の生産者が、インターネットを活用した通信販売により、新規顧客を開拓している。

2 平成 29 年度調査の結果に基づく指導・助言等

平成 29 年度調査の結果を総括すると、次のとおりである。

・夏秋期のきゅうり等福島県農産物等以外には代替が利かない農産物等では、多くの小売業者等が福島県産農産物等の取扱いを回復しており、取引価格も東日本大震災の発生以前の水準に戻っている。

・他方、産地やブランド化を訴求する特性のある米、牛肉等を中心に、多くの福島県産農産物等では、他県産農産物等が福島県産農産物等に代わって販路を占め、7年という時間の経過と相まって、小売業者等を始め関係者が福島県産農産物等を改めて取り扱う理由やきっかけを見いだしづらい状況が定着してきている。

このため、今回、次のとおり指導・助言等を行うこととしたところである。

○ 福島県産農産物等であることのみをもって取り扱わなかったり、買い叩いたりすることがないよう徹底する等、指導・助言を行う。

○ 福島県が取り組んでいる「ふくしまプライド。」のキャッチフレーズの下での販売フェア等における福島県産農産物等の美味しさ等の魅力の発信、ブランドの再構

築等のマーケティング戦略に積極的に参画するほか、必要に応じて消費者への働き掛け方等について提案する等風評被害を契機に失った福島県産農産物等の販路、取引価格等の回復に向けて積極的に協力するよう要請する。

なお、卸売業者団体・仲卸業者団体に対しても指導・助言等を行うこととしたところ、その詳細は別添2の指導・助言通知を参照されたい。

(1) 指導・助言

ア 現在流通している福島県産農産物等は、徹底した放射性物質のモニタリング検査を経て安全を確認した上で、販売されており、消費者からのクレームはほとんどない。

このため、貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり改めて周知されたい。

○ 現在流通している福島県産農産物等は、徹底した放射性物質のモニタリング検査を経て安全を確認した上で、販売されており、消費者からのクレームはほとんどないこと。

また、貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり改めて徹底されたい。

○ 消費者、関係事業者等から照会があった場合には、その都度丁寧に説明すること（その際、必要があれば、国等から説明に必要な事実関係や資料の提供を行う。）。

○ 福島県産であることのみをもって取り扱わなかったり、買い叩いたりすることのないようにすること。

イ 小売業者においては、次のような意見がある。

・福島県産農産物等に積極的に切り替える理由・きっかけが見いだせず、福島県産農産物等の取扱いをちゅうちょすることがある。

・バイヤーが、売り切れなかったときの責任を懸念し、他県産農産物等の選択肢がある場合には、福島県産農産物等を避ける傾向がある。

このため、貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり周知されたい。

○ 小売業者の反応に応じて、他県産農産物等に比べて福島県産農産物等が商品棚に並ぶ機会を潜在的に喪失させる事態を招いていること。

また、貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり改めて徹底されたい。

○ 他県産農産物等と福島県産農産物等とを対等に比較して取扱商品を選択すること。

○ バイヤーの懸念を汲み取り、経営陣による積極的なイニシアティブを発揮することにより、福島県産農産物等を合理的な理由なく回避することのないようにすること。

ウ 卸売業者・仲卸業者においては、販売先から別産地の指定を受けたり、販売先が福島県産以外を希望していると想定し、福島県産農産物等の取扱いを減少させている。

取扱商品に関する産地の指定は、消費者の需要に応じて、合理的に行われていると考えられるが、貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり改めて周知されたい。

○ 小売業者等からの産地の指定が合理的な範囲を超えて行われる場合には、仲卸業者等が過剰に配慮して福島県産農産物等の取扱いをちゅうちょする場合

があるため、商品の取扱いに当たっては、このような事態が起こらないよう特に注意すること。

エ 貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり改めて徹底されたい。

- 風評被害による損害の賠償を受けることができる等を理由とした不当な安価での仕入れ・販売が行われないようにすること。

(2) 協力要請

ア 現在、福島県では、「ふくしまプライド。」のキャッチフレーズの下での販売フェア等の取組を通じて、福島県産農産物等の食味が優れている等の魅力を発信し、東日本大震災の発生以降減退している福島県産農産物等のブランドの再構築等に取り組んでいる。また、国においても、主要な経済団体に被災地產品の購入の促進を呼び掛けるとともに、大手企業を中心に構成される「ふくしま応援企業ネットワーク」の会員企業 103 社（従業員の合計 77 万人）に対して、福島県産の農産物を購入できる店舗等の情報を積極的に発信し、誘客に努めている。

このような状況を踏まえ、貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり周知されたい。

○ 引き続き、「ふくしまプライド。」のキャッチフレーズの下での販売フェア等において福島県産農産物等を積極的に PR する機会を設けるとともに、販売フェア等の常設的な取扱いに協力すること。

○ 消費者の購買意欲を喚起するよう、福島県内の生産者等が行うマーケティング戦略に積極的に参画するとともに、福島県産農産物等のイメージの回復に協力すること。

イ 今後、福島県産農産物等が一度失った商品棚を回復するためには、新規の市場開拓と同等以上の積極的なマーケティングが求められるところ、貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり周知されたい。

○ 消費者に直接接する立場から、どのような品目であれば福島県産農産物等としてアピールし得るのか、どのようなアピールの手法であれば消費者に訴え得るのか等具体的にターゲットを特定して福島県内の生産者等が行うマーケティングの方策等の提案に協力すること。

ウ 消費者の一部には、福島を応援するため、福島県産農産物等を積極的に購入したいと思うものの、身近で販売されていないという意見がある。

このため、貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり周知されたい。

○ 消費者の需要に応えるため、福島県内の産地と新たに契約取引を開始する等の案件形成を行う場合、3 の関連対策の活用が可能であること。

○ 関連対策の活用を含めて福島県産農産物等の販売促進等について、4 の流通・販売相談窓口への相談が可能であること。

3 関連対策を活用した福島県産農産物等の販売促進等

福島県の農林水産業の再生に向けては、G A P 認証の取得、農林水産物の販路拡大と需要の喚起等生産から流通・販売に至るまで風評の払拭を総合的に支援するための福島県農林水産業再生総合事業が措置されている。

また、福島県産農産物等に対象を限定しない販売促進等対策についても、各種措置

されている。

このため、貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり周知されたい。

○ 福島県農林水産業再生総合事業を始め各種対策について、案件形成を検討する段階から流通・販売相談窓口に相談し、効果的に活用すること。

(1) 福島県農林水産業再生総合事業（平成30年度予算：47億円）

ア 生産段階での取組

(ア) 第三者認証G A P等取得促進事業

- ・第三者認証G A P等の取得に係る研修の受講や審査費用等を支援する。
- ・普及指導員や農業高校教員等の指導員研修を支援する。

(イ) 環境に優しい農業拡大事業

- ・有機J A S認証の取得に係る費用を支援する。
- ・有機栽培米の産地見学会や商談会、主婦層向けの有機農業セミナー等の開催を支援する。

(ウ) 水産物競争力強化支援事業

- ・水産エコラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援する。
- ・水産物の高鮮度化に向けた実証試験を支援する。

(エ) 農林水産物の検査の推進

- ・国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援する。
- ・産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援する。

イ 流通・販売段階での取組

(ア) 販路拡大タイアップ事業

- ・被災12市町村の生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言を支援する。

(イ) 農産物等戦略的販売促進事業

- ・量販店等における販売コーナーの設置、販売フェアの開催等の販売促進の取組を支援する。
- ・オンラインストアにおける特設ページの開設やキャンペーンの実施を支援する。
- ・海外における販路開拓活動等を支援する。
- ・テレビコマーシャルやウェブサイトを通じた情報発信、福島県内の市町村や民間団体が行うPR事業等を支援する。

(2) その他の販売促進等対策

ア 農林水産業の輸出強化と農林水産物・食品の高付加価値化

(ア) 海外販売促進活動の強化と輸出環境の整備

(イ) 規格・認証、知的財産の戦略的活用と日本の食品・食文化の普及

(ウ) 6次産業化の推進

(エ) 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大

イ 強い農林水産業のための基盤づくり

ウ 農山漁村の活性化

エ 企業とのマッチングの場を活用した加工品の販路拡大

4 福島県産農産物等の流通・販売相談窓口の設置

福島県産農産物等の販売不振がいまだ深刻な状況にあるため、農林水産省、復興庁、経済産業省及び福島県に「流通・販売相談窓口」を設置し、相談できる体制を構築するので、貴団体及び傘下の関係者においては、流通・販売相談窓口を積極的に活用するとともに、その活動に協力いただきたい。

《流通・販売相談窓口の設置先》

ア 農林水産省

食料産業局食品流通課 03-3502-7659 fukushima_soudan@maff.go.jp

イ 復興庁 03-6328-1111 ryutsu.hanbai@cas.go.jp

ウ 経済産業省

大臣官房福島復興推進グループ福島広報戦略・風評被害対応室

03-3501-2883 fukushima-kouhou@meti.go.jp

エ 福島県

農林水産部農產物流通課

024-521-7371 ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp

注) 電話の場合には、「福島県産農産物等の流通・販売相談」と伝えるよう周知されたい。

5 平成 30 年度福島県産農産物等流通実態調査の実施

平成 30 年度においても、次のとおり平成 30 年度福島県産農産物等流通実態調査(6において「平成 30 年度調査」という。)を実施することとしているので、貴団体及び傘下の関係者においては、引き続き調査に積極的に協力いただきたい。

- ・平成 29 年度調査で対象とした品目及び地域を拡大しつつ、事業者へのヒアリングを拡充するほか、事業者・消費者へのアンケートを実施する。
- ・さらに、米、牛肉、贈答用の桃等の青果物及び水産物を対象として、生産者、卸売業者、仲卸業者、小売業者等の各取引段階での取引価格の推移を把握するための追跡調査を新たに実施する。

6 平成 29 年度調査の結果に基づく指導・助言等に関する説明会の実施

平成 29 年度調査の結果に基づく指導・助言等については、本通知をもって行うところであるが、平成 29 年度調査の結果、これに基づく指導・助言等の考え方、福島県産農産物等の販売促進等の関連対策、平成 30 年度調査の進め方等について、今後説明会を実施する予定である。

説明会の日時、会場等については、詳細を調整した上で、追って公表することとするが、貴団体及び傘下の関係者においては、説明会に積極的に参加いただきたい。